

第92回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成31年4月12日（金）14:00～15:58

2 場 所 総務省第2庁舎3階第1特別会議室

3 出席者

【委員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩、宮川 努

【審議協力者】

内閣府、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、愛知県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室 間中室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 概 要

- 冒頭、平成31年4月11日に開催された国民経済計算体系的整備部会における国民経済計算と本調査等との連携強化に関する検討状況について、宮川委員から情報提供があり、その後、本調査における取組の余地等を審議した。その結果、国民経済計算体系的整備部会において、引き続き具体的な論点を整理した上で、次回部会において、その結果を踏まえて審議し、本部会としての結論を得ることとされた。
- 次に、審査メモの「経済産業省生産動態統計調査の変更」、「答申における「今後の課題」への対応状況」について、審議した結果、一部事項を除いて、変更計画に特段の異論は示されなかった。
- 最後に、次回部会では、本日の部会で確認が必要とされた事項や国民経済計算との連携について審議した上で、答申（案）を取りまとめることとされた。

なお、委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）国民経済計算体系的整備部会における連携強化に関する検討状況

- ・ 内閣府と経済産業省において、今後も一体となって前向きに具体的な論点等を整理した上で、その結果を踏まえて、次回部会において本調査における対応の方向性を判断するということがよいか。
→ 新たに品目の追加を要請するかどうかは、もう少し、内閣府と経済産業省とで

調整を行った上で報告することになるかと考えている。

- 昨日の第15回国民経済計算体系的整備部会でも申し上げたが、調査実施者が実査可能性を検証した上で、速やかに品目を決定するためには、答申の「今後の課題」に具体的な課題の記載が必要と考えている。また、本調査については、調査対象品目の選定について、統一基準を定めており、これとの整合がとれれば、軽微案件として整理でき、再度の変更申請も不要となるなどの迅速な対応も可能となる。一方、仮に、具体的な課題を答申に盛り込むことが難しい場合、調査計画の変更申請を再度行う必要が出てくる。
- 統計委員会のこれまでの審議状況を踏まえると、第一次年次推計と第二次年次推計のギャップの改善を行われなければ、第Ⅲ期基本計画の指摘に答えられないと考えている。関係者間の調整が必要だが、具体的に整理できるよう私も協力したい。
- ・ 本調査の統一基準は、調査単体でみた場合の品目の選択基準について、自律的に定めたものようであるが、今回のように、国民経済計算の精度向上も考慮しながら、品目の選択を行う場合には、この基準にはとらわれないという認識でよいか。
 - 統一基準は、調査対象品目の選定に際しての金額基準等を定めており、本調査の枠組みの中で調査を適切かつ効率的に実施することを考えた場合、その基準にも留意することが必要ではないか。
 - この統一基準は、金額等を1つのメルクマールとして設定しているものであるが、SNAの精度向上を検討する際にも、調査対象品目の選定のための1つのメルクマールとして参考とした上でご審議いただきたい。

(2) 経済産業省生産動態統計調査の変更

ア 調査方法の変更

- ・ 民間事業者の管理を丁寧に行っていると理解したが、目標回収率の設定はどうなっているのか。
 - 現状以上の目標回収率を設定し、事業者の創意工夫を促している。
- ・ 前回諮問時には、民間委託について、懸念された意見が多かったと記憶しているが、民間委託の導入前後で、特に回収率には影響はなかったということか。
 - そのとおりである。
- ・ 回収率には影響がなかったとのことだが、調査票に未記入の事項が増えた等の事例はなかったのか。
 - 未記入の事項があった場合は審査段階でチェックをしており、生産実績がなかったのか、記入漏れかなどの確認をして必要な処理を行っている。
- ・ 民間事業者に委託する業務のうち、年間補正に関する業務とは何か。
 - 年間補正に関する業務とは、月次調査において、確報後に提出されたいわゆる「月遅れ調査票」等について、翌年1月の確報公表時に、前年1年間の月次データを遡及修正し、前年データを確定させること。なお、本統計調査には直接関係しないが、IIPなどで季節調整を行う場合は、この年間補正で確定後の原指数で季節指数を再計算し、季節調整済系列を再作成する作業を含めて年間補正と言われる。

- ・ 調査票の提出が遅い事業所の情報など、都道府県からこれまでのノウハウを吸い上げて、民間事業者を提供するような取組は行う予定か。
 - 事業所の特徴、留意点等について、都道府県に対して情報提供を依頼しているところである。
- ・ 民間事業者を活用することにより、都道府県を経由しなくなることについて、東京都・愛知県から何か意見はあるか。
 - 一般論ではあるが、民間事業者の活用によって、都道府県においても他の業務に人的リソースを振り分けられるという効果も場合によってはあるものと考ええる。
 - 当県でも県別の鉱工業指数を作成・公表しており、これまでは生産動態調査の経路機関として、事業所における変動要因についても把握し、動向分析の参考情報として活用しているが、今後、その情報が得られなくなることを懸念している。
 - 経路機関ではなくなることから、統計法の秘密の保持の観点から調査票情報以外の個社の変動要因は提供できないが、経済産業省として把握している業種別の全国の変動情報については、他の統計ユーザーと同様に提供は行うし、調査票情報の提供に際しての活用方法は、都道府県から求めがあれば情報提供を行うと説明している。
- ・ 今回の調査方法の変更については、特に異論はなかったため、変更計画は適当との方向で整理したい。
 - なお、経済産業省では、民間委託に際して様々な方策を講じており、これらの取組は他の統計調査の参考にもなる。今後、民間委託の活用結果等について統計委員会に報告し、その成果を府省全体で共有していくことを今後の課題とすることも検討したい。

イ 月報の提出先、提出期限及び提出部数の変更等

- ・ 提出期限を5日後ろ倒しする計画であるが、公表時期も後ろ倒しとなるのか。公表期日を変更しないのであれば、提出期限を10日のままとすることにより、早期公表が可能となるのではないか。
 - 経路機関の提出日を10日にしていたものであり、経路機関から経済産業省本省への提出期日や公表期日に変更はない。また、提出期日以降も督促をして調査票を回収している状況であることから公表の早期化は困難な状況である。
- ・ 実務上、適切な提出期日が設定されていれば問題はないと考える。
- ・ 今回の提出期日の変更により、審査・集計作業が全体に後ろ倒しになる懸念はないと考えてよいか。
 - そのような事態は生じない。
- ・ 前回の46月報を先行して民間委託に変更した際も、提出期日は10日から15日に変更したのか。
 - 前回変更時の対応状況については確認した上で、次回の部会において報告したい。

ウ 報告者数の見直し

- ・ 母集団情報について、経済構造実態調査と工業統計調査の包摂があった場合、どのように名簿を整備することとを想定しているのか。
→ 母集団情報としては、主業種格付けにとどまらず、副業も含めて整備したいと考えている。そのような情報が継続的に把握される調査が望ましい。
- ・ 母集団情報について、調査計画に記載する必要はないか。
→ 母集団名簿の整備については、他の統計調査の状況に合わせて検討したいと考えている。
- ・ 将来的な母集団情報の整備に向けた検討については、今後の課題の中で触れることとしたい。
- ・ 調査計画の報告者数の記載については、工夫しないと問題視される場合もあり、総務省とも相談して整理してほしい。
→ 点検検証部会における整理かもしれないが、そのような情報提供の充実という方向で、検討したい。
- ・ 母集団名簿について、何の情報に基づいて、いつ整備されるかということに記載することは重要であるので検討して欲しい。
- ・ 事業所母集団データベースを使うことでアクティビティ単位での抽出ができなくなった場合、経済統計としては退化の方向になる。経済産業省だけの問題ではなく、経済統計全体の問題として検討してほしい。

エ 公表方法の変更

- ・ インターネットの利用が困難な場合、どのように対応するのか。
→ 個々のデータについて照会があれば、適宜、情報提供をしているところ。
- ・ 「イの月報の提出先等」から「エの公表方法の変更」までについては、一部事項を除いて、変更計画に特段の異論は示されなかったため、部会として、変更計画は適当との方向で整理したい。

(3) 答申における「今後の課題」への対応状況

- ・ 「前回答申の今後の課題」について、特段の異論は示されなかったため、部会として、対応は適当との方向で整理したい。

(4) その他

本日の部会の審議結果については、平成31年4月に開催予定の統計委員会において報告することとされた。

また、次回部会は、5月16日（木）16時から総務省第2庁舎7階中会議室において開催することとされた。

(以 上)